

第4章 年金の支給要件と年金額

1 老齢基礎年金・老齢厚生年金 (高齢になった場合に受け取れる年金)

	老齢基礎年金			
支給要件	<p>①受給資格期間 保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上あること。 (ただし、年金額には反映されないが、受給資格期間には算入される合算対象期間があります) ※消費税が引き上げられる平成27年10月から、年金の受給資格期間が、現在の25年から10年に短縮されます (詳細はP51)。</p> <p>②支給開始年齢 65歳。(ただし、60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することができます)</p>			
	<p>年金額 (平成25年10月～平成26年3月)</p>	<p style="text-align: center;"> $\text{年金額} = 778,500 \text{円 (満額)} \times \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{40(\text{加入可能年数} \times 12)}$ </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>①保険料納付月数 ②保険料全額免除月数×1/3 (平成21年4月以降の期間は1/2) ③保険料3/4免除月数×1/2 (同5/8) ④保険料半額免除月数×2/3 (同3/4) ⑤保険料1/4免除月数×5/6 (同7/8)</p> </div> <p>●繰上げ請求及び繰下げ請求 ○昭和16年4月2日以後生まれの人 (月単位)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>全部繰上げ 減額率 = 0.5% × 繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>繰下げ請求 増額率 = 0.7% × 65歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数</p> </td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>一部繰上げ (昭和16年4月2日から昭和24年4月1日生まれ (女性は昭和21年4月2日から昭和29年4月1日生まれ)) 老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上がるため、この支給開始年齢に到達する前に希望すれば一部繰上げの老齢基礎年金を受けることができます。</p> </div>	<p>全部繰上げ 減額率 = 0.5% × 繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数</p>	<p>繰下げ請求 増額率 = 0.7% × 65歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数</p>
<p>全部繰上げ 減額率 = 0.5% × 繰上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数</p>	<p>繰下げ請求 増額率 = 0.7% × 65歳到達月から繰下げ請求月の前月までの月数</p>			

老齢厚生年金

① 受給資格期間

老齢基礎年金と同じ。(老齢基礎年金の受給資格を満たしていれば、厚生年金に1カ月でも加入していれば受給できます。ただし、60歳前半の老齢厚生年金を受給するためには、厚生年金に1年以上加入していることが必要です)

② 支給開始年齢

60歳前半の老齢厚生年金…61歳。(平成6年及び12年改正により、段階的に引上げ(表4-1参照))

老齢厚生年金…65歳。ただし、60歳からの繰上げ受給や、66歳以降の繰下げ受給を請求することができます。

60歳～64歳：(1) + (2) + (3)

65歳以上：(2) + (3)

(1) 定額部分

$(1,676円 \sim 3,143円 \times) \times (\text{被保険者期間の月数}) \times 0.968$

(2) 報酬比例部分

$[(\text{平均標準報酬月額}) \times (10/1000 \sim 7.5/1000 \times) \times (\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}) + (\text{平均標準報酬月額}) \times (7.692/1000 \sim 5.769/1000 \times) \times (\text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数})] \times 1.031 \times 0.968$

※単価・乗率は生年月日により異なります。

(3) 加給年金(定額部分が加算される場合に限りです。)

・配偶者 224,000円 ・第1子および第2子 224,000円 ・第3子以降 各 74,600円

加給年金の支給要件は次のとおりです。

- ①本人の厚生年金加入期間が20年以上(40歳(女性は35歳)以後15年以上)
- ②配偶者の厚生年金加入期間が20年未満であること。
- ③配偶者が65歳未満で生計維持関係にあること。
- ④配偶者の年収が850万未満であること。

なお、子ども(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子、20歳未満で1級または2級の障害者)がいる場合、人数に応じて加算。

●年金の支給停止

○60歳～64歳

在職中は、一部または全部の支給停止が行われます。(計算は以下のとおりです。)

- 1 賃金(ボーナス込み月収。以下同じ。)と年金の合計額が28万円となるまで年金を全額支給。
- 2 賃金と年金の合計額が28万円を超えた場合、賃金が46万円になるまでは賃金が2増えれば年金を1停止。
- 3 賃金が46万円を超えた場合、賃金の増加分だけ年金を停止。

○65歳以降(この仕組みは平成14年4月2日以後に65歳に到達する人から適用されます。)

65歳以降の年金支給額も、受給権者の在職中は、一部または全部の支給停止が行われます。(計算は以下のとおりです。)

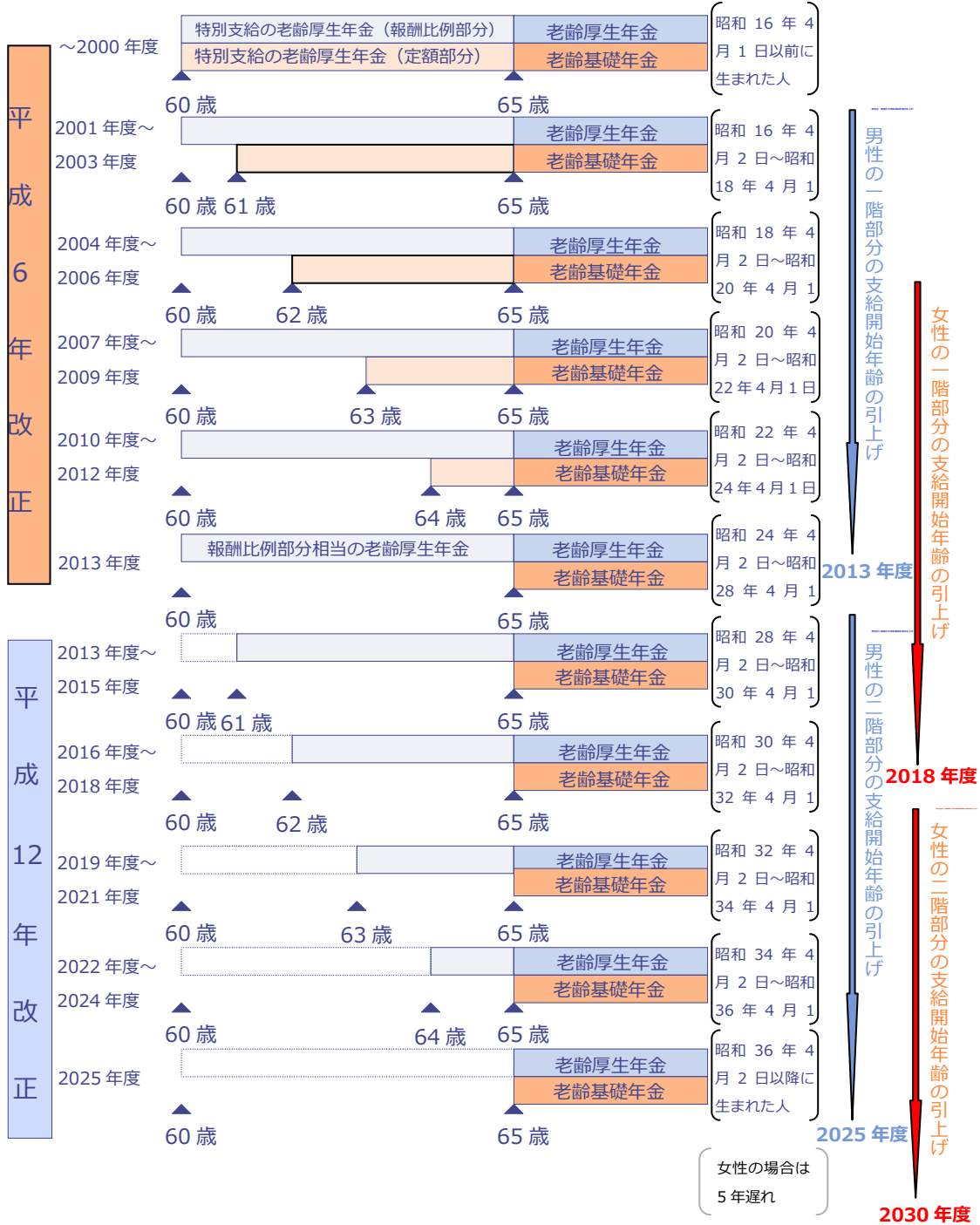
- 1 賃金(ボーナス込み月収。以下同じ。)と厚生年金(報酬比例部分)との合計額が46万円に達するまでは、満額の厚生年金を支給
- 2 これを上回る場合には、賃金の増加2に対して、年金1を停止
- 3 なお、基礎年金は支給停止せず、全額支給

注) 平成19年4月1日から70歳以上の被用者にも適用拡大されました。ただし、70歳以上の被用者を被保険者として保険料徴収の対象とすることはありません。なお、この施行日において、70歳以上の人(昭和12年4月1日以前生まれの人)には適用されません。

図表 4-1

支給開始年齢の引上げのスケジュール

※男性の場合



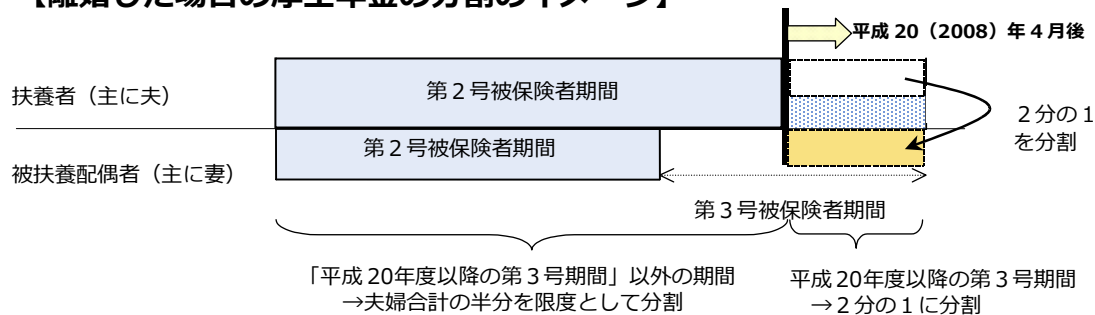
離婚時の厚生年金の分割

- 離婚した場合には、当事者の合意または裁判所の決定があれば、婚姻期間（第3号被保険者期間の分割の対象とならない共働き期間なども含む）についての厚生年金の分割を受けることができます。
- 分割割合は、婚姻期間中の夫婦の保険料納付記録の合計の半分を限度とします。
- 平成19年4月1日以降に成立した離婚が対象となりますが、平成19年4月1日以前の保険料納付記録も分割対象とします。

第3号被保険者期間についての厚生年金の分割

- 被扶養配偶者（第3号被保険者）のいる第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とし、その旨が、法律上明記されています。
- 平成20年4月以降の第3号被保険者期間は、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金（保険料納付記録）を2分の1に分割できます。
 - ① 夫婦が離婚した場合
 - ② 分割を適用することが必要な事情があると認める場合（配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など）

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】



2 障害基礎年金・障害厚生年金 (病気やけがなどで障害が残ったときに受け取れる年金)

	障害基礎年金	障害厚生年金
支給要件	<p>①保険料納付要件</p> <p>ア) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。</p> <p>イ) 初診日が平成38年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと (= 直近1年要件の特例)。</p> <p>②初診日において、被保険者であるかまたは被保険者であった人であって60歳以上65歳未満の国内居住者であること</p> <p>③障害の状態</p> <p>障害認定日(※)において、障害の程度が1級または2級に該当すること。</p> <p>(ただし、障害認定日に1級または2級に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級または2級に該当した時は、請求により障害基礎年金を受給できます)</p> <p>●20歳前傷病による障害基礎年金</p> <p>初診日において20歳未満であった人が20歳に達した日において1級・2級の障害の状態にあるとき、または、20歳に達した後に1級・2級の障害の状態となったときは、障害基礎年金が支給されます。ただし、所得制限が設けられています。</p>	<p>①保険料納付要件</p> <p>障害基礎年金と同じ。</p> <p>②初診日において被保険者であること</p> <p>③障害の状態</p> <p>障害認定日において、障害の程度が1級～3級に該当すること。</p> <p>※ 障害認定日 初診日から1年6カ月経過した日。その間に治った場合は治った日。</p>
年金額 (平成25年10月～平成26年3月)	<p>1級 778,500円 × 1.25 + 子の加算</p> <p>2級 778,500円 + 子の加算</p> <p>●子の加算</p> <p>第1子・第2子・・・各 224,000円</p> <p>第3子以降・・・各 74,600円</p> <p>※子とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 20歳未満で1・2級の障害者 	<p>1級 [(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.968 × 1.25 + 配偶者の加算 (224,000円)</p> <p>2級 [(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.968 + 配偶者の加算 (224,000円)</p> <p>3級 [(平均標準報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険者期間の月数) + (平均標準報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年4月以後の被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.968</p> <p>※最低保障額 (583,900円)</p> <p>(注) 被保険者期間が300月 (= 25年) に満たないときは300月 (= 25年) とします。</p>

＜図表4-2＞ 障害等級について

障害等級	障害の状態
1級	1級とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度の状態をいいます。 (具体例) ① 両眼の視力の和が0.04以下の場合 ② 両手のすべての指を失った場合 ③ 両足を足関節以上で失った場合 ④ その他
2級	2級とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で、就労ができない程度の状態をいいます。 (具体例) ① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の場合 ② 片手のすべての指を失った場合 ③ 片足を足関節以上で失った場合 ④ その他
3級 (障害厚生年金のみ)	3級とは、就労に著しい制限を受ける程度の状態をいいます。 (具体例) ① 両目の視力が0.1以下に低下した場合 ② 片手の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ③ 片足の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ④ その他

＜図表4-3＞ 基礎年金と厚生年金の併給

受給権者が65歳未満であるときは、同一の支給事由による年金しか同時に受給できません。しかし、受給権者が65歳以上である場合、同一支給事由である基礎年金と厚生年金の併給（例えば、障害基礎年金と障害厚生年金の併給）を原則としつつ、右の図表の組み合わせで併給することが可能です。

厚生年金 国民年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	○	×	○
障害基礎年金	○	○	○
遺族基礎年金	×	×	○

(注) ○は併給可能である組み合わせ。×は併給できないもの。

＜参考 特別障害給付金＞

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、平成17年4月に「特別障害者給付金制度」が創設されました。

支給の対象となるのは、以下の①または②であって、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害の状態にある方です。

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者
ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された場合に限られます。

平成25年度の支給額は、障害基礎年金1級に該当する方で月額49,500円、障害基礎年金2級に該当する方で月額39,600円です。なお、支給額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。また、本人の所得によっては、支給額が全額または半額、制限される場合があります。請求の窓口は住所地の市区町村役場です。

3 遺族基礎年金・遺族厚生年金 (残された遺族に支払われる年金)

	遺族基礎年金	遺族厚生年金
支給要件	<p>①短期要件または長期要件に該当すること</p> <p>ア) 短期要件 被保険者が死亡したとき、または被保険者であったことがある60歳以上65歳未満の人で国内に住所を有する人が死亡したとき。</p> <p>イ) 長期要件 老齢基礎年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件 短期要件の場合は、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が3分の2以上であること。ただし、障害基礎年金と同様の直近1年要件の特例あり。</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた次の人に支給されます。 ①子のある妻 ②子 ※ 遺族基礎年金の支給対象を「子のある妻」から「子のある配偶者」と改正する法律が成立しました。(平成26年4月施行予定。施行日以後に母親が亡くなった父子家庭が対象)</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #ffffcc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 子の年齢要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ・ 20歳未満で1級または2級の障害者 </div>	<p>①短期要件または長期要件に該当すること</p> <p>ア) 短期要件 ①被保険者が死亡したとき。 ②被保険者期間中に初診日のある傷病によって初診日から5年以内に死亡したとき。 ③1級または2級の障害厚生年金受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>イ) 長期要件 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。</p> <p>②保険料納付要件 短期要件の①・②の場合は、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たすことが必要。</p> <p>③遺族の範囲 死亡した人によって生計を維持されていた、次の人に支給されます。 ①遺族基礎年金の対象となる遺族 ②子のない妻 ③55歳以上の夫・父母・祖父母(60歳から支給) ④孫(遺族基礎年金の支給対象となる子と同様の年齢要件あり)</p> <p>※ 平成19年4月以降、夫の死亡時に30歳未満で子のない妻等に対して支給される遺族厚生年金については、5年間の有期給付となりました。</p>
年金額 (平成25年10月～平成26年3月)	<p>778,500円 + 子の加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子の加算 第1子、第2子・・・各 224,000円 第3子以降・・・各 74,600円 	<p>$[(\text{平均標準報酬月額}) \times (10/1000 \sim 7.5/1000 \times)] \times (\text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}) + (\text{平均標準報酬月額}) \times (7.692/1000 \sim 5.769/1000 \times) \times (\text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数})] \times 1.031 \times 0.968 \times 3/4$</p> <p>※乗率は生年月日により異なります。</p> <p>(注) 被保険者期間が300月(=25年)に満たないときは300月(25年)とします。</p>

<図表4-4> 65歳以上の方で、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受ける場合の併給方法

老齢厚生（退職共済）年金を受ける権利を有する65歳以上の方が、配偶者の死亡による遺族厚生年金を受けるときは、次の(1)と(2)の額を比較し、高いほうの年金額を受け取ることになります。

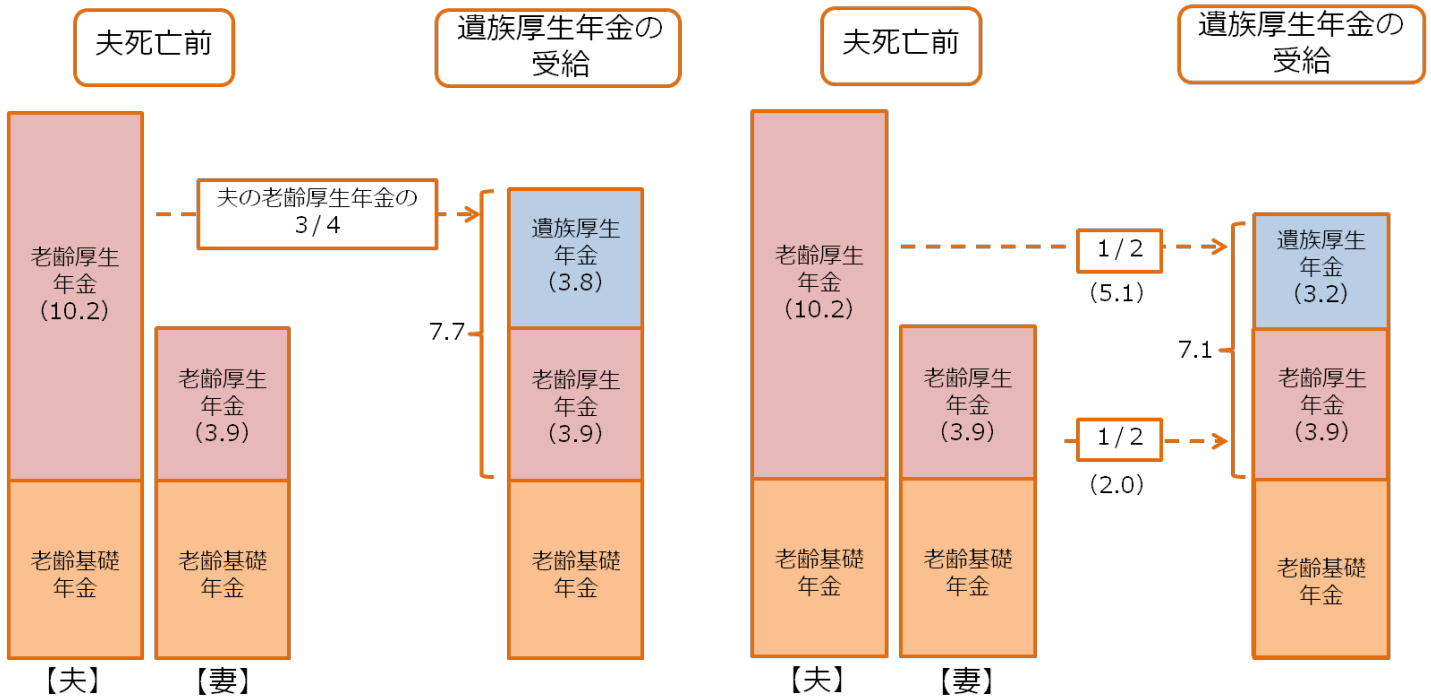
- (1) 「死亡した配偶者の老齢厚生（退職共済）年金の4分の3」
- (2) 「死亡した配偶者の老齢厚生（退職共済）年金の2分の1」と「本人の老齢厚生（退職共済）年金（子の加給年金額を除く）の額の2分の1」を合計した額

実際に年金を受け取る際には、上記の計算方法で決まった年金額と本人の老齢厚生年金の満額との差額が遺族厚生年金として支給されます。

【併給のイメージ図：妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合】

(1) の計算方法

(2) の計算方法



この場合、(1) の計算では、年金額7.7万円、(2) の計算では、年金額7.1万円となり、(1) の方法で併給することになります。

◆中高齢の寡婦加算額について

次のいずれかに該当する妻が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、589,900円（年額）が加算されます。これを、中高齢の寡婦加算額といいます。

- 夫が亡くなったとき、40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がない妻
- 遺族厚生年金と遺族基礎年金を受けていた子のある妻（40歳に達した当時、子がいるため遺族基礎年金を受けていた妻に限る）が、子が18歳到達年度の末日に達した（障害の状態にある場合は20歳に達した）ため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

4 国民年金・厚生年金におけるその他の給付

公的年金制度の給付には、ほかにも以下のようなものがあります。

【国民年金におけるその他の給付】

寡婦年金	付加年金
<p>寡婦年金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡したときに、夫の死亡当時、夫によって生計を維持され、かつ夫との婚姻関係が10年以上継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間支給されます。</p>	<p>付加年金は、国民年金の付加保険料を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに、老齢基礎年金に加算して支給されます。 保険料額は、月額400円で、受給額（年額）は、200円×付加保険料納付月数で計算されます。</p>
死亡一時金	脱退一時金
<p>死亡一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して36月以上の人、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受給しないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受給できない場合に支給されます。</p>	<p>脱退一時金は、第1号被保険者としての保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数、保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合算して6月以上ある外国人で、老齢基礎年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給されます。</p>

【厚生年金におけるその他の給付】

障害手当金	脱退一時金
<p>障害手当金は、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間のある人が、厚生年金被保険者期間中に病気やけがをし、5年以内に治った場合で、一定程度の障害の状態にあるときに支給されます。</p>	<p>脱退一時金は、厚生年金の被保険者期間が6月以上ある外国人で、老齢厚生年金の支給要件を満たしていない者が、年金の支給を受けないまま帰国したときに、請求により支給されます。</p>

<図表4-5> 脱退一時金の額について

対象月数	国民年金 (平成25年度)	厚生年金
6ヵ月以上12ヵ月未満	45,120円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×6
12ヵ月以上18ヵ月未満	90,240円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×12
18ヵ月以上24ヵ月未満	135,360円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×18
24ヵ月以上30ヵ月未満	180,480円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×24
30ヵ月以上36ヵ月未満	225,600円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×30
36ヵ月以上	270,720円	平均標準報酬額×保険料率×1/2×36

※保険料率は、最終月（厚生年金保険の被保険者期間の最終の月）によって、次のように規定されています。

- 最終月 1月～8月 前々年の10月の保険料率
- 最終月 9月～12月 前年の10月の保険料率